

第11回 第三者委員会 議事録

1. 日時:平成22年1月18日(月) 17:00~18:00
2. 場所:財団法人家電製品協会 3階 第2会議室
3. 委員の現在数:3名
4. 出席者と人数:
 - 石川委員、辰巳委員 以上2名出席
 - その他(財)家電製品協会 事務局(7名)が陪席
5. 議題:
 - (1) 「不法投棄未然防止事業協力 実績報告書」様式の変更
 - (2) 秋田県三種町が覚書と異なる方法により引渡しを行った事取扱い
 - (3) 実績報告書の記載ガイドライン
 - (4) 平成22年度協力に関して停止条件を付した7市町の進捗状況
 - (5) 鹿児島県屋久島町との平成22年度協力に係る覚書一部変更
6. 配布資料:
 - 資料1 委員名簿
 - 資料2 不法投棄未然防止事業協力 (様式第8)「不法投棄未然防止事業協力 実績報告書」第3面
 - 資料3 不法投棄未然防止事業協力 (様式第8)「不法投棄未然防止事業協力 実績報告書」第3面修正案
 - 資料4 不法投棄未然防止事業協力 三種町への対応について
 - 資料5 「不法投棄未然防止事業協力 実績報告書」の記載ガイドライン案
 - 資料6 「離島対策事業協力 実績報告書」の記載ガイドライン案
 - 資料7 平成22年度協力に関して停止条件を付した7市町の進捗状況
 - 資料8 離島対策事業協力 屋久島町への対応について
7. 議事の内容
 - <主な質疑・意見>(◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明等)
 - (1) 「不法投棄未然防止事業協力実績報告書」様式の変更
 - ◆ 下記の事由により、様式第8「不法投棄未然防止事業協力 実績報告書」のうちの第3面を変更したい旨の提案があった。
 - ① 助成金の額等の算出を容易にするために必要な修正を行う。
 - ② 費用明細票を追加する。
 - ◇ 議論の結果、提案の通り決定された。
 - (2) 秋田県三種町が覚書記載と異なる方法により引渡しを行った事取扱い
 - ◆ 表記について、下記の説明及び提案があった。

1) 三種町と当協会が平成20年11月28日付けで締結した「不法投棄未然防止事業に係る助成金の交付等に関する覚書」(以下「三種町覚書」という。)は、A対象期間(防止事業を実施する期間)を平成21年4月1日～平成21年12月30日と、B対象期間(引渡事業を実施する期間)を平成21年10月1日～平成21年12月30日と規定している。

2) B対象期間において、三種町が被協力事業用券を用いて再商品化等実施者に引き渡した特定家庭用機器廃棄物の実績を事務局が確認したところ、ゼロ(引渡予定台数:11台)であったため、同町に事実関係を照会したところ、同町から下記の報告があった。

① 同町は、日通秋田運輸株式会社(収集運搬業者)に、同町が引渡事業により回収した特定家庭用機器廃棄物を当該回収した場所から指定引取場所まで輸送する業務及び当該廃棄物を再商品化等実施者へ引き渡す業務を委託した。再商品化等実施者への引渡しに際して、同社が発券したグリーン券が用いられた。

② 前号のグリーン券は31通あるが、いずれの券についても「排出者」欄には「三種町」と記載されている。

3) 三種町の行為は、三種町覚書第8条第3項の規定違反であるが、今回に限り、下記方法により救済することを提案する。

なお、本件については公表議事録には不記載とすることをあわせて提案する。

① 三種町と協会は、三種町がB対象期間において引渡事業により再商品化等実施者に引き渡した特定家庭用廃棄物について、三種町覚書第11条の規定に基づく決済等を行わない。

② 三種町が日通秋田運輸株式会社発券のグリーン券を用いてB対象期間に引渡事業により再商品化等実施者に引き渡した31台の特定家庭用機器廃棄物(当該廃棄物に係るグリーン券の「排出者」欄に「三種町」と記載されているものに限る。)に係る再商品化等料金の額をすべて合計した額(この額が三種町覚書第4条第3号に規定する料金上限額を上回る場合は、当該料金上限額とする。)を三種町覚書第13条第1項第3号に規定する補助対象引渡費用とみなす。

③ 三種町は、当該補助対象引渡費用の証拠書類として下記書類を事業報告書とともに協会に提出する。

- ・ 被協力事業用券を使用しなかった理由を記載した書面
- ・ 当該廃棄物に係るグリーン券の写し
- ・ 日通秋田運輸株式会社が当該廃棄物に係る再商品化等料金を三種町に請求した請求書の写し
- ・ 三種町が当該廃棄物に係る再商品化等料金を日通秋田運輸株式会社に支払ったことを証する書類

- ◇ 議論の結果、提案の通り決定された。また、公表議事録において、本項は不記載とすることもあわせて決定された。

(3) 実績報告書の記載ガイドライン

- ◆ 不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力において、各市町村が実績報告書を作成する際の参考に供するため、実績報告書の記載ガイドラインを作成し、平成21年度協力に関する覚書を締結している市町村に送付したいとの提案があった。
- ◇ 議論の結果、実績報告書の記載ガイドラインについては提案の通り決定された。
- ◇ 実施した防止事業の内容がより把握できるように、できるだけ当該事業の内容がわかる写真を証拠書類として添付してもらうようにすべきではないかとの意見があり、その旨をガイドラインに記載することとした。
- ◇ これまで応募してきたことがない市町村の参考に供するために、実績報告書の記載ガイドラインを協会のWebサイトに掲載すべきではないかとの意見があり、Webサイトへの掲載を実施することを決定した。

(4) 平成22年度協力に関して停止条件を付した7市町の進捗状況

- ◆ 表記について以下の提案、報告等があった。
 - 1) 7市町と締結した覚書(それぞれの覚書を以下「停止条件付覚書」という。)は以下の条項を含んでいる。
 - ① 当該市町は、義務外品体制を整備する。
 - ② 当該市町は、義務外品体制の具体的な内容について住民に周知する。
 - ③ 当該市町は、前2号に規定する整備等を行った後、これらが停止条件付覚書に規定されているものを満たしていることについて、協会にその確認を求める文書を発出する。
 - ④ 協会は、当該市町が採った行為が停止条件付覚書に規定されたものを満たしていると認めた場合、その旨の確認文書を当該市町に発出する。
 - 2) 5市町(米子市、中間市、芦屋町、岡垣町、遠賀町)から協会に対し、上記③に規定する確認を求める文書の提出があった。協会で審査したところ、その内容等が適当であると判断されるため、協会から当該市町に④に規定する確認文書を送付したい(当該市町に係る停止条件付覚書の規定に基づき当該確認文書が当該市町に到達した日に当該停止条件は解除されることになる。))。
 - 3) 残余の2市(伊賀市、西之表市)に対して、協会は、それぞれのフォローを行うとともに、確認手続が完了しないと事業協力の開始が出来ない旨の注意喚起を行う予定である。
- ◇ 議論の結果、1)について提案の通り決定された。

(5) 鹿児島県屋久島町との平成22年度協力に係る覚書一部変更

- ◆ 鹿児島県屋久島町より平成21年11月6日に当協会と締結した「離島対策事業に係

る助成金の交付等に関する覚書」(以下「屋久島町覚書」という。)第5条の規定に基づき、屋久島町覚書に記載されている収集運搬業者の一部を変更したいとの申出があった。事務局において検討した結果、上記申出に基づく屋久島町覚書の一部の変更は適当と判断したため、屋久島町覚書の一部を変更する覚書を締結すべく同町との手続きを進める予定であるとの報告があった。

以上